

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

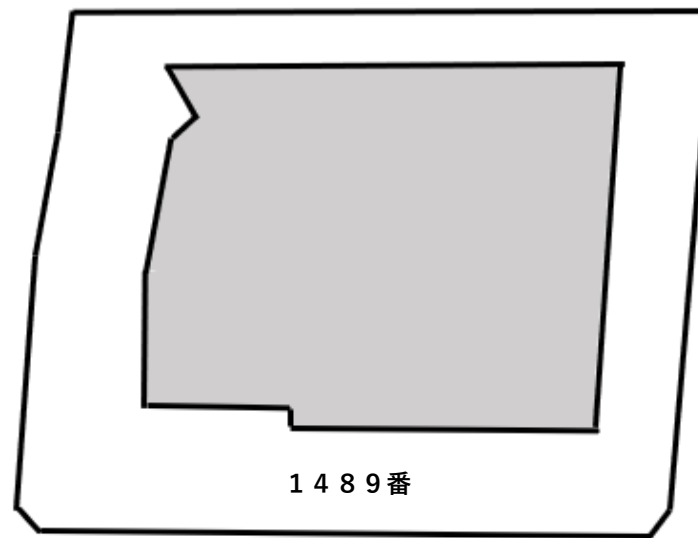
令和八年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分（該当条項）
一―十八	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野千四百八十九番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号



ふじみ野市大井武蔵野



【凡例】

地番境界

廃棄物が地下にある土地の区域